

令和4年3月1日現在	区分	会員数	平均年齢
	男	151人	73.5歳
	女	57人	76.0歳
	計	208人	74.2歳

事務局だより

令和4年3月号

飲酒運転対策が強化されます。

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます。

鹿島市シルバー人材センターも対象の事業所となります。※自動車の保有台数は10台

対応策として、センター保有の自動車にアルコール検知器を備え付け、センター保有の車を使用される場合は、必ずアルコール検知器を用いて、運転者の酒気帯びの有無の確認を実施することになります。

会員の皆さまには、就業前の体調管理に努めていただき、飲酒運転の禁止はもちろん、センター保有の車を使用される場合は、アルコールチェックの義務化にご協力いただきますようお願いいたします。

事業所の 飲酒運転根絶 取組強化!

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

待って!

今日も飲酒してないです

社用車を運転するのは、**アルコール検知器**で **チェック** してからです!

点呼場所

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

- 令和4年4月1日施行
 - 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
 - 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
- 令和4年10月1日施行
 - 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
 - アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転後にもチェックしますからね!

交通安全を守って つながる笑顔

警察庁・都道府県警察

自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。

- 乗車定員が11人以上の自動車1台以上
- または
- その他の自動車5台以上
※自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算

- 業務**
- 交通安全教育
 - 運転者の適性等の把握
 - 運行計画の作成
 - 交替運転手・運転手
 - 異常気象時等の措置
 - 点呼と日常点検
 - 運転日誌の備付け
 - 安全運転指導

- 届出**
- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
 - 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。

安全運転管理者による 運転者の**運転前後のアルコールチェック**が **「義務化」**されます。

令和4年4月より

- 令和4年4月1日施行
 - 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
 - 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること
- 令和4年10月1日施行
 - 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器**を用いて行うこと
 - ※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
 - アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。

※1月21日に開催された連合会の事務局長会議において、佐賀市シルバー人材センターからの照会により、事業所の飲酒運転根絶の取組強化について初めて知りました。

鹿島市シルバー人材センターは、安全運転管理者の選任の届出ができていないことが判明しました。県内の他のシルバー人材センターも同様のところがありました。

鹿島市シルバー人材センターとしては、安全運転管理者を選任し、警察署に届出を行い、必要な対応については、事務局から、会員のみなさんへお願いをすることになりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

いきいきシルバーフェアさが2022 が開催されました

3月5日（土）佐賀市街なか交流広場（656広場）で、県内のシルバー人材センターが一堂に集まって、イベントが開催されました。コロナ禍での規模を縮小しての開催になりました。

鹿島市シルバー人材センターからは、パネルの展示と独自事業の「剪定チップ」と「布ぞうり」を展示・販売し、PRをしてきました。

当日は、コロナ禍のなかでも、天気に恵まれ、来場いただく人もありましたので、「布ぞうり」を購入いただき、「剪定チップ」は用意していた試供品（30袋）を全てお持ち帰りいただきました。



剪定班、草刈班の皆様へお願い！！

2月24日（木）に剪定班、草払い班の代表者の方に集まっていたいただき、本城のクズ捨て場の対応について、話し合いを行いました。本城のクズ捨て場を利用するにあたって、再度、確認したことを報告します。利用者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

（確認事項）

- 草と剪定クズ以外は持ち込まない。
- 剪定した木は大谷へ持っていく。
- 大谷でチップ化できないものについて、細かく処理して持ち込む。
- 捨てるときは、できるだけ下の方へ捨てる。

よろしくお願いします。

令和4年2月14日から、昨年12月に退職された今泉さんの後任として、事務局に新しい職員（臨時）を迎えました。

亀井 美津子さんです。

事務所に来られた際は、お声かけください。
よろしくお願いいたします。

（亀井さんのあいさつ）

2月14日よりお世話になっています。

鹿島に住んで早や25年。この街で子育てして生活している中で会員さんの元気でイキイキと仕事されている姿をよく見かけていました。

この度、縁あってこのお仕事の仲間に入れて頂き嬉しく思います。

明るく元気で一生懸命頑張りますので宜しくお願いします。



現在、本城は重機（パワーショベル）による作業により、捨て場はきれいな状態になっています。事務局としては、できるだけこの状態で維持管理したいと考えています。

これから、剪定、草払いが忙しくなる時期に向けて、事務局で、こまめに（定期的に）捨て場の状態を確認し、必要に応じて、下の方へ草や剪定クズを下す作業を行うことで、捨てる場所の確保に努めたいと考えています。

利用される皆様にも、確認事項を踏まえてご利用いただきますようお願い申し上げます。

昨年の反省も踏まえて、7月頃実施する安全パトロールの際に、再度状況を確認し、将来的には、入り口のスロープの整備など安全で利用しやすい捨て場の整備を検討したいと思います。